

1. 開 会

(開会 午後 2時00分)

司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回名取川水系河川整備学識者懇談会を開催します。

本日司会を担当いたします仙台河川国道事務所河川担当副所長をしております〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。皆様のところにお配りさせていただいております資料は、次第、出席者名簿、席次表、それから資料1から4につきましては河川整備計画関係の資料、資料5—1から5—3につきましては河川改修事業再評価関係の資料、あと参考資料の1から7までの資料となっております。お手元の資料で不足はございませんでしょうか。

2. 委員紹介

司会 それでは、次第によりまして委員紹介に入らせていただきますが、ご紹介につきましてはお手元に配付しております出席者名簿にかえさせていただきますと思います。

なお、仙台市長の〇〇委員の代理としまして〇〇河川課長が、名取市長の〇〇委員の代理といたしまして〇〇土木課長が出席となっております。規約には委員の代理出席は原則として認めないとありますが、懇談会発足当時と同様に、行政機関の委員につきましては地域の代表としてできるだけ多くのご意見を伺いたいと考えてございます。つきましては、本日の仙台市長及び名取市長の代理出席を認めていただきますよう改めてご理解お願いいたします。

本日、東北大学の〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員におかれましては、都合により欠席となっております。また、〇〇委員におかれましては大学の講義の関係で途中からの出席となりますことをご了承願います。

なお、委員会規定第5条3項より、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立することとしておりますが、本日は現時点で12名のうち8名が出席してございますので、委員会は成立してございます。

また、委員会規則第6条より、公開方法として傍聴規定が定められております。

傍聴規定により、傍聴の皆様におかれましては傍聴のみとなっております。発言は認めておりません。また、チラシ等の配付も認めておりません。詳細はお渡しした傍聴規定をご覧ください。議事の進行にご協力をお願いいたします。

3. あいさつ

司会 それでは、主催者である国土交通省東北地方整備局河川部長、〇〇よりご挨拶申し上げます。

事務局 河川部長の〇〇でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ名取川水系河川整備学識者懇談会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。

前回の懇談会は8月30日に開催させていただきましたが、その場におきましては整備計画変更の素案につきまして各委員の皆様方より多数の貴重なご意見頂戴したところでございます。本日の懇談会では、前回の懇談会でいただきましたご意見に加えまして、前回懇談会の後に実施いたしましたパブリックコメントの募集、また地域の意見を聴く会での住民の方々よりいただいたご意見を踏まえまして、原案を提示させていただいているところでございます。ぜひ忌憚のないご意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の原案につきましては、並行して進めております河川整備基本方針の変更内容に沿ったものとしたところでございます。河川整備基本方針の変更につきましては、これまで2回、社会資本整備審議会河川分科会の検討小委員会におきまして審議が行われているところでございます。これから開催予定の河川分科会に報告した後に、基本方針の変更が策定される予定でございます。その後速やかに整備計画の変更も行いたいというふうに考えているところでございます。

また、本日は整備計画変更の原案に加えまして、河川整備計画の変更を踏まえまして事業再評価についてもご審議いただくこととさせていただいておりますので、これにつきましても忌憚のないご意見賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い

いたします。

司会 続きまして、当懇談会座長の〇〇先生より挨拶をお願いいたします。

座長 座長を仰せつかっております東北大の〇〇でございます。午前中も類似の会議があって、同じ挨拶するのもなんだなと思っいろいろ考えてみて、午前中の会議を経験して、印象といいますか、それをちょっとお話しさせていただければと思います。

今日は、この午後の会議も同じような構成ですけれども、前半では整備計画の変更の点についてご議論いただくということで、それはそれぞれの委員の方、それぞれの立場から貴重なご意見を賜っているというところでありましてけれども、事業評価についてなかなか実質的な議論というものが難しいのかなという印象をちょっと持っております。例えば環境についてどう考えるとか、あるいはB/Cの数値をどういうふうに見るのかということもなかなか難しいところもあって、一方でいろいろな事業評価の監視委員会とかですと、いろんな事業が横並びになってくる中でそれぞれの特殊性、河川はこういう特殊性があるとか、下水とか道路とかいろんな特殊性がある中で、いろんなものが見えてくるところがあるのですけれども、ここで河川、それも1つの河川だけについて資料が出てきてどうこうというのもなかなか難しいものだなと感じた次第でございます。

どういうふうにするかという、私自身が見回るわけでもないのですが、やっぱり継続するという判断をするというものは大変重たいことであるので、何か実質的な議論ができるような仕組みを考えられればいいのかなんていうことを前半の会議を経て感じた次第でございます。

以上でございます。今日もよろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

4. 議 事

(1) 名取川水系河川整備計画の変更について

1) パブリックコメントの実施結果等について

2) 名取川水系河川整備計画 [大臣管理区間] (変更原案) について

(2) 事業評価について

1) 名取川直轄河川改修事業 (再評価)

(名取川水系河川整備計画 [大臣管理区間])

司会 続きまして、次第に基づき議事に入らせていただきます。

これよりの進行につきましては、〇〇座長にお願いしたいと思います。〇〇座長、よろしくお願ひいたします。

座長 それでは、次第に基づきまして議事を進めたいと思います。

最初の議題といたしましては、名取川水系河川整備計画の変更についてということでもありますけれども、事務局からまず河川整備基本方針の変更作業状況につきましてご説明いただいた後にパブリックコメントの実施結果、それから名取川水系河川整備計画変更原案についてご説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

事務局 それでは、初めに事務局のほうから河川整備基本方針の変更作業を同時に進めてございますので、その状況についてご説明します。

先ほど部長からの挨拶にもありましたように、河川整備基本方針の変更につきましては、社会資本整備審議会河川分科会の河川整備基本方針検討小委員会のほうで審議を行っていただいております。9月3日に第103回の小委員会、9月25日に第104回の小委員会の計2回の審議が行われて、その後審議の内容について河川分科会への報告をするという手続を現在進めております。各小委員会の資料につきましては、国土交通省のホームページのほうで公開してございますけれども、本日は2回目の小委員会で配付されました基本方針の本文対比表をお手元のほうに、委員の方には参考配付として配付させていただいております。これからご説明します河川整備計画の変更の原案につきましては、この対比表の中の基本方針の変更の予定のものに即した内容とするとともに、これからご説明します各委員からの意見及びパブリックコメントの意見等を反映したもので原案の作成をしてございます。それについて、引き続きご説明します。

事務局 それでは、私のほうから説明させていただきます。仙台河川国道事務所調査第一課の〇〇と申します。

説明に使う資料でございます。資料1を基本に説明させていただきます。画面のほう、モニターのほうにも今資料1のほうを映し出してございます。まず、パブリックコメントの実施結果でございます。使用する資料でございますけれども、参考資料5のほうも見ていただければと思っております。基本的には、資料1のほうで説明させていただきます。

1ページ目でございます。事前広報について説明いたします。まず、資料の左側でございますけれども、記者発表のほうですが、9月に河川整備計画の計画変更に関する変更素案の閲覧並びに意見募集のチラシに関する記者発表を行っております。また、10月でございますが、下のほうですけれども、地域の方々の意見を聴く会の開催につきまして記者発表いたしました。

右側でございます。事務所ホームページの画面のコピーでございますが、ホームページのほうにはバナーを設け、リーフレットや変更素案を見ることができる他、ご意見募集というところを設けまして、アンケート収集ができるように工夫させていただいたところでございます。

続きまして、2ページ目をめくっていただきたいと思っております。素案閲覧及びリーフレットに関しましては、国土交通省、宮城県、仙台市さん、名取市さんの各機関7カ所におきまして設置していただき、意見募集を試みたところでございます。写真は、その設置状況等の写真でございます。

続きまして、3ページ目に移らせていただきます。ここには閲覧用の素案並びにリーフレットの各表紙が左側に、意見募集のはがき並びに意見応募用紙の見本といたしますか、例を紹介させていただいているところでございます。

次をめくっていただきたいと思っております。地域の方々の意見を聴く会の模様でございます。10月4日、仙台市六郷市民センターにおきまして、また翌10月5日、名取市文化会館におきまして、地域の方々の意見を聴く会を開催させていただきました。

5ページ目のほうに移らせていただきます。意見募集の結果についてでございます。まず、はがき、ホームページアンケートによります意見募集というのが9

月5日から10月4日に行われたわけですが、はがき、メール、意見用紙、それぞれの合計といたしまして12名の方々、また意見数といたしましては29件ございました。意見を聴く会の開催につきまして、先ほど言いました10月4日、5日に行ったわけですが、仙台市さんのほうで24名、名取市さんで12名、合わせて36名の参加をいただいております。また、そのときの意見につきましては29件の意見をいただいております。

次をめくっていただきたいと思います。意見募集結果の整理でございます。いただきました58件の意見につきましては、治水、危機管理、維持管理などに分類いたしまして、意見内容ごとに細分化を行いました。その結果につきましては、めくっていただきまして、7ページ目のほうに紹介させていただいております。

いただきました58件の意見を項目ごとに分類、整理した結果でございます。表に分類を掲載してございますが、左側のほうに項目といたしまして、全般から治水、利水、環境、維持、危機管理というふうな分野で7項目、その意見分類といたしまして16項目に分けて整理させていただいております。分類名を若干説明させてもらいますけれども、まず一番上に河川整備計画全般、河口部の治水対策、治水事業の推進等々で、堤防強化も含めてでございますが、このような内容で16分類にさせていただいたところでございます。意見の分類ごとの総数でございますけれども、主に治水という部分が15件、維持管理という部分で13件、その他一番下でございます危機管理という分野で10件というふうな状況になってございます。その他総計いたしますと、58件ということでのご意見をいただいているところでございます。

続きまして、2番の名取川水系河川整備計画変更原案につきましての内容に説明を移らせていただきたいと思います。説明に使用する資料といたしましては、資料2でございます。資料2のほうをご覧いただきたいと思います。この資料は、前回8月30日でございますけれども、開催されました学識者懇談会におきまして、委員の皆様よりいただきました意見に対する対応についてご説明させていただくものでございます。ページめくっていただきまして、1ページ目でございます。委員の先生方からいただきました意見、大きく分類して掲載させていただきましたが、大きく分けて3件でございます。意見要旨のほうは左側に書いてございまして、その意見に対します対応状況という内容につきましては、文字で書いてお

りますけれども、これは変更原案の項目だけでございます。また、そのページ数も書いてございますけれども、その部分に対応のほうを掲載させていただいてございます。

なお、この対応の内容につきましては、これから説明します資料3のほうに内容をご用意してございますので、引き続き資料3のほうに移らせていただきたいと思っております。

資料3でございます。河川整備計画（変更原案）対比表でございます。表紙のほうに書いてございますが、名取川水系河川整備学識者懇談会でいただきました意見の原案への反映ということで1ページ目から8ページ目まで、パブリックコメント、地域の方々の意見の原案への反映といたしまして9ページ目からということで、資料構成になってございます。

それでは、1ページ目をめくっていただきたいと思っております。この1ページ目の資料構成といたしまして、左側が8月30日に提示させていただいております変更の素案でございます。右側のほうが原案の文面でございます。こちらは一部分だけ掲載してございまして、ちょっと小さいかもしれません。資料5の分厚いほうの変更原案という印刷物が別途あるかと思っております。そちらのほうのページ数にそのページが載ってございますので、そちらのほうもあわせて見ていただければ幸いです。

それでは、まず1つ目、委員からの意見でございますけれども、干潟・砂州域は生態系にとって重要であり、現在でもまだ変化が見られるため、引き続きモニタリングを継続してほしい。また、井土浦の砂浜や干潟の回復・保全に配慮が必要であるというご意見をいただいております。それに対しましては、右側の原案のP106、107でございますが、河川環境の整備と保全に関する事項に関しまして、河川環境のモニタリングにて今回の災害に伴い動植物の生息、生育環境が大きく変化した河口域におきますモニタリングを実施いたしまして、必要に応じて保全措置をとるという旨を記載してございます。

2ページ目、3ページ目めくっていただくこととなりますが、2ページ目、流水の正常な機能の維持という部分の中に塩水遡上の状況のページがございます。原案のほうですが、これはP71を70に変えていただきたいと思っておりますけれども、この部分、また3ページ目に移っていただきまして、東北地方太平洋沖地震にお

ける河口域の動植物環境というくくりになってございます。そちらのほうにつきましても、新たに関連する事項といたしまして追加記載しているところがございます。

続きまして、次なる意見でございます。4ページ目に移っていただきたいと思っております。意見につきまして述べさせていただきます。危機管理体制の整備・強化について、ソフト対策の学習に加え、行動してその体験から知識を高めることの重要性が非常に高まっていると思うので、避難訓練・防災訓練の連携について追加いただきたい。また、災害教訓の伝承について、デジタルミュージアムなど画像情報を得られるソフト的な支援も有効であるというご意見をいただいているところがございます。この意見に対しましては、原案の133ページの危機管理体制の整備・強化の防災教育への支援、災害教訓の伝承について記載してございます。ここでは、関係自治体を実施する避難訓練への積極的な支援や多様なツールを活用した広報など、地域と連携して推進しますという旨を記載してございます。委員のご意見を踏まえまして、この項目に説明を修正いたしました。

続きまして、5ページ目のほうに移らせていただきます。ここからは、今回の計画変更に伴いまして、新たに追加した事項について掲載しているというものでございます。原案の52ページでございますが、こちらは河川津波対策等につきまして現状と課題について追加したところがございます。

続きまして、6ページ目でございます。こちらは原案53ページでございます。こちらは広域的な地盤沈下ということで、地盤沈下等に関します現状と課題につきまして追加したところがございます。

続きまして、7ページ目をめくっていただきたいと思っております。原案54ページでございますが、耐震・液状化対策という部分でございます。そちらの部分につきましても現状と課題というのを追加させていただいてございます。

めくって、8ページ目でございます。水門等の操作でございます。こちら水門の操作に関する現状と課題というのを追加しているところがございます。

続きまして、9ページ目のほうに移っていただきたいと思っております。地域の方々からの意見に対して、原案への反映について説明させていただきます。意見は、資料1でもご説明させていただきましたが、58件ございました。58件の意見は、16の分類に整理してございます。この16の意見分類に対しまして、整備計画原案

への反映についての説明となります。資料の構成でございますけれども、左上段部に項目と意見分類を記載しているところでございます。分類体系につきまして、全体を見るという場合は、すみませんが、資料1のほうの最終ページの7ページのほうになりますが、そちらのほうを見ていただけますと幸いです。

まず、1つ目でございます。意見分類は、河川整備計画全般でございます。意見につきましては、今回の計画で何が変更となったのか教えてほしいというご意見をいただいております。それに対しまして、原案の1ページ目でございますが、計画の基本的な考え方がございます。今回の計画変更でございますが、東北地方太平洋沖地震に伴いまして、河口域で甚大な被害を受けたことから、地域の復旧・復興を早期に進めるとともに、防災・減災の取り組みなどを地域と一体となって進めるため、名取川における治水・利水・環境・維持管理に関する目標や実施内容の見直しを行うというものでございます。特に河口部の堤防整備、環境モニタリング、河川管理施設の耐震対策など、また地域の防災教育への支援等に関する危機管理体制の強化につきまして追加しているというところでございます。

続きまして、10ページをめくっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、河口部の治水対策でございます。意見のほうですが、今回のような地震があっても壊れない強固な施設、水門や防潮堤をつくってほしい。藤塚の堤防は海岸線のほうに7.2の高さで整備するのではなく、貞山堀西側の堤防を高くする方向で考えてほしい。閑上の堤防を7.2にかさ上げするとしているが、東部道路付近まで堤防を高くできないかなど、4つの意見を載せてございます。それに対しまして、原案の92ページでございます。洪水、高潮、津波等による災害の防止又は軽減に関する内容が記載されてございます。補足のほうを読み上げさせていただきますが、洪水に加えて高潮、津波からの被害の防止又は軽減を図るために、必要となる堤防整備を実施します。堤防整備に当たりましては、施設計画上の津波を上回る津波に対する構造上の工夫をしていくとともに、まちづくりと一体となった減災対策を進めていきます。また、堤防の高さにつきまして、高潮や津波に対応するため必要となる高さとしており、堤防や水門の位置・構造につきましては、海岸堤防やまちづくりなどとの整合を図りながら今後詳細設計を経て決定する予定でございます。

続きまして、11ページをめくっていただきたいと思います。意見分類は、治水

事業の推進でございます。意見のほうは、閑上大橋から貞山堀までの河川敷の民地（畑）の部分、現状では今後農地として使用できないと思われませんが、復旧するかどうなのか。耕作は難しいので、買収などを検討していただきたい。もっと上流のほうまで延長してほしい。津波だけでなく洪水対策をしてほしいというふうな意見をいただいております。こちらの意見に対しての原案ですけれども、原案80ページにあります河川整備計画の目標に関する事項がございます。補足させていただきますけれども、名取川におきましての戦後最大洪水であります昭和25年8月洪水と同等規模の洪水に対して、外水氾濫による浸水被害を防止することを整備の目標といたしまして、堤防整備、河道掘削等を計画的、効率的に実施していくこと、また民有地の買収につきましては、治水対策を効率的に進めるために河川工事等に伴いまして必要となる土地を優先して買収してまいりますということを補足させていただきたいと思っております。

続きまして、12ページのほうに移っていただきたいと思っております。意見分類は、堤防強化でございます。意見につきましては、名取川、広瀬川に大雨が降ったときに堤防がもつ心配しております。広瀬川0.4キロ付近の用水路区間は液状化等が懸念されるので、対策してほしいというご意見をいただいております。原案でございます。93ページになりますが、堤防の質的整備について記載しております。今後とも堤防の安全性の点検などを行いまして、必要に応じて堤防の質的整備を実施してまいりたいと思っております。また、整備に当たりましては、背後地の人口・資産等を踏まえまして、必要に応じて実施時期の見直しも行いながら対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、13ページのほうの意見に移らせていただきます。意見分類といたしましては、内水対策でございます。意見でございますけれども、内水の対策は考えているかというご意見をいただいております。99ページには内水対策について記載しております。補足いたしますけれども、内水によります浸水被害のおそれがある地域につきましては、既設の排水機場の適切な運用、浸水想定等の防災情報の提供、排水ポンプ車の機動的な活用などによりまして、内水被害を軽減するように努めてまいります。また、国と地方公共団体が連携した取り組みを充実・強化し、総合的な内水対策を講じてまいります。

続きまして、14ページのほうに移らせていただきます。意見分類といたしまし

ては、正常流量の確保でございます。意見は、昔に比べて河床が上がっていると思うのは、流水が少なくなっている錯覚でしょうかというご意見をいただいております。原案の102ページ、69ページになります。102ページと69ページでございますけれども、流水の適正な管理について記載しております。参考の69ページにはグラフというのが、ちょうど右下のグラフでございますけれども、グラフが掲載しております。ちょっと小さくて済みません。そのグラフから読み取りますと、昭和50年以降で比較しても流水が少なくなっている様子というのはちょっと確認できない状況ではございますけれども、今後とも継続的に観測を行うとともに、流水を適正に管理していくこととしております。

続きまして、15ページのほうに移ります。意見分類は、景観の保全でございます。意見は、名取川の美しい景観の保持ということで意見をいただいております。こちら、原案の109ページでございます。109ページに景観に配慮した河川整備の事項が記載されております。原文のままでございますけれども、河川工事による景観の改変を極力少なくし、良好な景観の維持をするため、景観に配慮した河川整備の考え方を記載しているところでございます。

続きまして、16ページでございます。意見分類といたしましては、人と河川のふれあいの場の確保ということとさせていただいております。意見は、一般市民が通常散策・散歩できるような事業、サイクリング歩道ということでいただいております。原案の111ページに河川空間の整備について記載しております。こちら原文のままでございますけれども、地域のニーズを踏まえまして、人と河川のふれあいの場を確保するため、自治体や地域住民と連携して河川空間の整備・維持・保全を図ってまいります旨を記載しているところでございます。

続きまして、17ページのほうに移ります。意見分類といたしましては、河道の維持管理でございます。意見につきましては、名取川はダムができてから流れが遅くなり、浅くなっている印象がある。掘削してはどうか。2つ目に、今年現地調査をして、巨大な中州が4カ所あることを確認した。撤去、維持管理してほしいというご意見をいただいております。それにつきまして、原案の118ページでございますけれども、河道の維持管理について記載しております。河道内に土砂が堆積した場合は、洪水の流下の阻害となるとともに、施設機能に影響いたしますので、適正な河道断面の確保並びに施設の機能確保をするため、河道堆積土

砂の撤去を実施してまいりますという旨を今後とも続けさせていただきたいと思っております。

続きまして、18ページのほうに移ります。意見分類といたしましては、河川空間の維持管理でございます。意見につきまして述べます。閑上大橋から貞山堀間の河川敷内のごみなど清掃を年間通して実施してきましたが、藤塚地区民が移転後、そのようなものを今後どういう形でやっていくのか全体的な方針があるのでしょうか。2つ目に、川原は荒れてごみ捨て場になっています。もっときれいに管理してほしいと考えます。また、市民の憩いの場としての活用もあると考えますというご意見をいただいております。こちらのご意見に対しましては、原案の120ページでございますけれども、不法行為の防止に関する記載がございます。補足いたしますが、不法行為については河川巡視や河川情報カメラなどの監視を行うとともに、発見した不法行為につきましては関係機関へ通報するなど、必要に応じた対策を今後とも講じてまいりたいと思っております。

続きまして、19ページのほうに移らせていただきます。意見分類といたしましては、河川管理施設の維持管理でございます。意見のほうを述べさせていただきます。1つ目、遠隔操作の推進をぜひともしていただきたい。2つ目、操作員が年配なので、閑上水門操作を自動化にしてほしい。3つ目、いざというとき動くように週1回始業点検が必要ですというご意見をいただいております。原案の118ページのほうに樋門・樋管の維持管理について記載しております。補足いたしますが、特に今後操作員の高齢化に対します対応に向けて、操作の遠隔化、フラップゲートなどによります無動力化を進めることにより、操作員の安全性を確保するとともに、確実な操作をすることで被害の軽減に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、20ページのほうに移っていただきたいと思っております。意見分類は、津波への対応でございます。意見、今回の地震で防災無線・サイレンが鳴らない、車道渋滞など反省を踏まえて関係機関は連携してほしいという意見でございました。原案の132ページのほうに災害に強いまちづくりとの連携について記載しております。補足いたしますけれども、災害に強いまちづくりなど、一体となって減災を目指すために、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民などと共有・連携して推進してまいりますということでございます。

続きまして、21ページのほうをめぐっていただきたいと思います。意見分類は、河川情報の収集・提供でございます。意見は、名取川の氾濫警戒水位は、今回の計画で施設整備が進むと下がることあるか。また、避難勧告の流れを教えてくださいというご意見をいただいております。こちらのほうは、原案の125ページに洪水・高潮時の対応について記載しております。この内容でございますが、洪水予報、水防警報に関しての発令の流れ等も図のほうに示させていただいております。また、補足になりますけれども、避難勧告に関しましてですが、洪水予報等の情報を総合的に判断して、自治体から発令されますという旨でございます。また、洪水予報の判断基準となります氾濫警戒水位などは、治水対策の進捗状況によりまして適宜見直しを行うという旨も補足させていただいております。

続きまして、22ページのほうに移っていただきたいと思います。意見分類は、防災教育への支援、災害教訓の伝承でございます。意見は、防災教育に地震時の経験を取り入れてほしい。2つ目、仙台市で浸水マップをつくっていて町内会にある。堤防決壊すると中河原地区は浸水するかもしれないので、何とかならないか。3つ目、閑上漁港や名取川河口部の津波は特殊だと思うので、市と合同現地調査をしたいと考えているというご意見をいただいております。原案のほう、133ページでございますが、防災教育への支援、災害教訓の伝承について記載しております。こちら補足させていただきますけれども、適切な避難行動をとることができるようにするためにも、地域の特徴や過去の被害状況、災害時の行動など、過去の災害から学んだ教訓の後世への伝承が重要ということでございます。また、このため関係自治体を実施する防災訓練への積極的な支援、総合学習等を活用した防災教育への支援、多様なツールを活用した広報の実施などにつきまして推進してまいりたいと思います。

続きまして、23ページでございます。意見分類でございます。住民参加と地域との連携による川づくりでございます。意見は、地元の声を聞く場を定期的を実施すべきと思うというご意見をいただいております。原案の134ページのほうに住民参加と地域との連携による川づくりという項目を記載しております。こちら原文のままでございますけれども、関係機関、地域の方々の参加と連携によります川づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、最後になりますけれども、24ページのほうに移らせていただきま

す。意見分類は、気候変動等への対応でございます。意見は、ここ10年で時間強度が強い雨が多くなっているのではないかと。昭和61年8月5日の記憶あり、今後の治水対策として釜房ダムの洪水調節を含め、河川左右岸を考えた計画の見直しをお願いしたい。2つ目に、降雨量の件について、1時間で100ミリとか異常発生している。気候変動を考慮してもう一度見直す必要はないか。鉄砲水、ゲリラ豪雨などもあって、今の堤防で大丈夫かというふうなご意見をいただいております。原文の134ページのほうでございますが、長期的な目標の達成に向けた調査検討という部分がございます。意見につきまして、地球規模の大変大きな問題でございますけれども、河川整備計画におきましても各種整備に向けた事項につきまして必要な整備、対策は講じてまいりますとともに、地球温暖化による影響予測を踏まえた適応策、計画の想定を超える外力が発生した場合の対応策などにつきまして今後も検討を進めてまいりたいという旨を記載しているところでございます。

資料3の説明につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容についてご意見を賜ろうと思うのですが、その前にちょっと1つだけ事務局に確認したいのですけれども、前回いただいたご意見というのは、今回ご欠席されている〇〇先生、〇〇先生、それから〇〇先生に主に提起いただいたことなのですが、もう既にこれらの先生方にはこの内容でいいかというご確認はされたのか、あるいは今後していただくというような流れなのでしょうか。

事務局 では、補足して事務局のほうから説明させていただきます。

先生方よりいただきました意見につきまして、特に河口域のご意見に関しましては、前回懇談会が終わった後に両委員のほうに、〇〇先生、〇〇先生のほうに懇談会が終わった後にメールなどで記載の内容のほうについて了承を得まして、その了承を得た内容をもって変更素案のほう、閲覧のほうですか、パブリックコメントのほうですか、そちらのほうを開始させていただいておりますので、内容のほうにつきましては両先生よりご確認していただいております。

座長 ええ。

事務局 資料3の今回の内容につきましては、これからでございます。

座長 これからやっていただくということですね。

今回ちょうどこの3人の先生がおいででないものですから、ぜひそのご意見をお聞きするというをお願いしたいと思います。

それでは、このご出席の先生方からご意見等賜りたいと思います。よろしくご願いたします。

委員 では、ちょっと確認だけ。

座長 はい、お願いします。

委員 ただいまご説明いただきました資料3の一番下にあります事務局対応に関する補足説明という、ここの文言は原案のほうにはほとんど入らないという形でいいのですよね。そうした場合、例えば資料3の11ページのところに、パブリックコメントをいただいて、そのところで※印、あえて前の素案から今回の原案で※印をつけていますが、その部分の説明というのは、これは下につくのですか。この※印はつけなければならないのですか。細かいことなのですが、確認です。

事務局 こちらの資料の赤の※印のことでございますでしょうか。

委員 はい。

事務局 赤の※印につきましては、昭和25年8月洪水と同等規模並びに外水氾濫という※印がございます。原案のほうの※印につきましては、まず1つ目が昭和25年8月洪水と同等規模の洪水とは、年超過確率70分の1規模の洪水に相当と

いう説明文、各説明文の※印でございまして、委員のおっしゃる事務局対応の※印といたしますか、ポツ2つではないことを今申し上げます。

座長 よろしいでしょうか。

お願いします。

事務局 仙台市河川課長の〇〇と申します。私のほうから一言お話しさせていただきたいと思っております。

前回第7回の懇談会、本市の建設局長が出席させていただいたところなのですが、その際に藤塚堤防と海岸堤防のことについて議論がされたと伺っております。お話の内容といたしましては、井土浦地区に新設する海岸堤防はやめて、現在の藤塚堤防をかさ上げたほうがよいのではないかというふうなご意見があったというふうに伺っております。本市では、昨年11月に仙台市震災復興計画を作成いたしまして、市民の皆様公表して、今年度から具体的な取り組みを進めているというふうなところでございます。この復興計画の中では、津波により甚大な被害を受けました東部地区の再生に向けての津波減災対策の一つとして、海岸堤防とか、それから県道塩釜亘理線などの道路のかさ上げ等を位置づけているわけですが、非常に重要な施設であるというふうに考えております。

また、お話のありました井土浦地区につきましては、新設する海岸堤防と、それから現在の藤塚堤防の両方を取り込んだ形で津波の浸水シミュレーションを行いまして、それで災害危険区域等の設定を行っているところでございます。このようなことから、先ほどからお話が出ていますが、井土浦の干潟、非常に自然環境豊かで、その保全あるいは保護というのは非常に大事であるというふうには思っておりますが、海岸堤防の整備というものは、仙台市におきまして復旧あるいは復興には必要不可欠な事業というふうな認識も持っているところでございます。したがって、一日も早い整備をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

座長 ありがとうございます。ただいまの件は、資料3でいうとちょうど10ページのところに空中写真つけてございますけれども、前回井土浦を取り囲むよう

な形での堤防法線、それからあとは井土浦と海を隔てる、昔砂浜があったわけですが、幾らか戻ってきているというところで、そのあたりまで北からの堤防を延ばしてくるというような話があって、そういったものが前回の会議の中では資料として示されておったわけですが、前回委員からのご発言があって、この10ページにあるような図面の描き方で、名取川の左右岸に赤い線で描いてありますけれども、井土浦周辺のところの部分は描かれていないというような形になっておったと。そういう図面になったということですね。ただいま仙台市のほうからご発言がありまして、今までの復興計画のシミュレーション等含めて、そういったものを踏まえて堤防の法線をある程度想定のもとにやっているということで、それを踏襲した形で考えたいというお話であったと思います。

今後この場での議論ばかりではなくて、また詳細について議論していただける場が出てくるのかと思いますし、また本日、前回堤防法線について強く発言された〇〇先生と〇〇先生はおらないものですから、これ以上この場で議論するということもかないませんので、また別途その辺の話が出てくる場もあろうかと思っておりますので、この場では仙台市からそういったご発言をいただいたということでとどめさせていただければと思います。

それでは、他にご発言ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。これまで議論もしておりますので、特にございませんようでしたら、ただいま事務局からご説明いただきました変更の原案、事務局案を了承いただくということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

座長 では、特にご異論ございませんので、そのようにさせていただきたいと思っております。

今後の河川整備計画策定までのスケジュール等について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局から連絡をさせていただきます。

本日ご意見いただいた点についての確認、それから先ほどお話がありましたが、

欠席されている委員にも再度内容等については確認させていただきまして、最終的な原案の修正等に入らせていただきます。その修正を経た後、河川計画の変更案を作成させていただきまして、関係機関への協議を経た後に河川整備計画を作成させていただくことになるのですけれども、その修正なり確認作業の部分につきましては、引き続き、お忙しいところ恐縮でございますけれども、各委員にご相談とかさせていただければと思っておりますのでございます。

加えまして、全体的な最終確認につきましては、座長のほうに一任させていただいて、お願いをさせていただきたいと考えているところでございます。各委員の皆様にご了承をいただければ、そのようなことで進めさせていただきたいと思っておりますのでございます。

座長 今後の原案の取りまとめ、最終確認ということについて事務局からご説明がございました。大きな重たい変更ということもないようですので、委員の方にはご確認はさせていただきますけれども、改めて審議ということではなく、最終的には委員長一任ということでどうかというご提案がございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

座長 では、特に異議ございませんので、修正内容については委員長一任ということでさせていただきます。修正結果等、ある場合には各委員にお知らせはさせていただきますということでお願いしたいと思います。

それでは、この名取川水系河川整備計画の変更という議題につきましては、ここまでさせていただきます。

ここで一旦休憩していただきまして、10分後に議事を再開したいと思います。3時5分まででよろしいでしょうか、休憩をお願いいたします。

(休憩 午後 2時55分)

(再開 午後 3時05分)

座長 それでは、時間になりましたので、後半の審議を始めさせていただきたいと思います。

次の議題は、事業評価についてということでございまして、整備計画を変更したということで、それに伴って事業の再評価を実施するという流れでこの後半の審議がございます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事業評価について説明させていただきたいと思います。

資料でございますけれども、資料5-1の名取川直轄河川改修事業再評価説明資料と資料5-2の名取川直轄河川改修事業（名取川水系河川整備計画（大臣管理区間））となっているものと、資料5-3の参考資料という3つの資料をもって説明させていただきます。基本的に資料5-1のほうを見ていただければよろしいかと思っておりますので、資料5-1に沿って説明させていただきたいと思っております。それでは、モニターのほうも同じものを映させていただきます。

まず、1ページをめくっていただきたいと思います。1ページ目は、事業評価というのはどういうくくりになっているかという部分を説明するものでございます。国土交通省の事業評価について記述してございますけれども、事業評価でございます。平成10年度から導入されていることございまして、この内容でございますけれども、新規採択時、事業継続中におきます再評価、事業完了後の事後評価というくくりに対しまして実施することとなっております。

国土交通省の所管の公共事業の事業評価に関する実施要領というものと、下のほうにあります河川及びダム事業についての実施要領細目というものに基づきまして実施しているものでございます。この2つの実施要領につきましては、参考資料6と7ということで本日用意してございますけれども、皆様方に配付させていただいているところでございます。

2ページ目をめくっていただきたいと思います。事業評価の流れについてでございます。この流れでございますけれども、新規事業採択から5年経過後に再評価、事業完了後5年以内に事後評価を実施するということの図になってございます。河川整備計画の事業につきましては、河川整備計画策定時におきましても継続事業が主体でありますので、再評価として実施することとなっております。

また、整備計画策定後は3年ごとに再評価を実施することになります。

続きまして、3ページ目のほうをめぐっていただきたいと思います。河川事業・ダム事業の再評価及び事後評価についてでございます。再評価及び事後評価の審議につきましては、各実施要領の規定に基づきまして学識者懇談会で審議することとされてございます。今回の名取川水系河川整備計画の変更に当たりましても、再評価実施要領第4の1(4)、一番上のくくりでございますけれども、その規定に基づきまして本学識者懇談会で審議することに当たります。ちょっと内容につきましては割愛させていただきたいと思います。

続きまして、4ページ目のほうをめぐっていただきたいと思います。再評価の視点及び学識者懇談会等の役割についてということでございます。こちらにつきましては、再評価に当たりましてこの実施要領に基づいて各視点、くくりのほうに書いてございますけれども、再評価の視点ということで事業の必要性などに関する視点や事業の進捗の見込みに関する視点等、コスト縮減や代替案立案などの可能性の視点などの各視点に対する対応方針に対しましてご意見をいただくこととなってございます。

それでは、名取川の事業再評価のご説明に移らせていただきます。5ページ目をめぐっていただきたいと思います。事業の必要性でございます。こちらは、社会情勢等の変化について主に記述してございます。名取川流域の人口でございますが、例年増加傾向にありまして、特に平成12年におきましては110万人に達してございます。また、グラフの中ほどにございますが、製造出荷額につきましては平成2年まで増加してございますが、近年は若干減少傾向を見せているという状況でございます。一番右の産業別就業者数の割合でございますけれども、第1次産業の緑につきましては例年減少してございまして、かわって第3次産業が増加傾向を見せているというふうな名取川流域の状況でございます。

続きまして、6ページ目のほうをめぐっていただきたいと思います。こちらは、この情勢の変化ということで、昨年発生いたしました東北地方太平洋沖地震の概要でございます。もう何度かこの資料に目を通していらっしゃるかと思いますが、この状況でございます。おさらいになりますけれども、名取川におきましては河口部付近で地盤沈下が発生したということと、名取川を遡上いたしました津波は河口部で8m以上の高さで進入し、名取橋地点の約7.6キロまで遡

上いたしたという点でございます。また、河川管理施設の被害でございますけれども、堤防、樋門、樋管、護岸等、合わせまして35カ所に上りまして、写真にもございますが、特に河口部では被害が大きかった様子というところがうかがえるかと思っております。

続きまして、7ページ目のほうに移らせていただきます。こちらは、洪水並びに濁水に関する事項について掲載している資料でございます。左側が洪水、右側が濁水でございます。特に記憶に新しい昭和61年8月洪水、平成14年7月洪水におきまして、流域沿川で被害が発生しているということでございます。また、右側のほう、濁水の状況でございますけれども、平成6年の写真載せてございますが、近年で一番新しいのは2年前の平成22年に濁水が発生したという状況になってございます。

続きまして、8ページ目のほうに移っていただきたいと思っております。こちらは、洪水氾濫による社会的な影響ということでまとめさせていただいております。名取川流域で洪水等により氾濫しますと、どのような社会的な影響を及ぼすかというふうなものをまとめたということでございまして、左側の表に書いてございますけれども、重要施設被害に関しまして災害時援護者施設等の被害等あるわけですが、特に流域内におきましては保育所や学校、あと老人ホームなどが要援護者施設であると。また、警察などの防災拠点施設となりますものが3カ所、3施設浸水の被害を受けるところにあるということがありまして、仮に浸水した場合はそのようなところに影響を及ぼすというふうなことが想定されるということでございます。また、波及被害でございますけれども、名取川を横断してございましてJR東北本線、また国道4号などの主要道路、交通機関が走っているわけでございますけれども、そちらのほうの交通途絶やその他ライフラインのほうにも影響されるということが想定されるということでございます。

続きまして、9ページ目でございます。9ページ目も今お話しした内容をさらに同じような文面で道路の路線図をきちんと描いたところでございます。主要道路、国道4号でいきますと、大体12時間平均で約4万8,000台の車両が通行しているという部分や、JR東北本線につきましては太子堂駅の利用者数などは約2,600人1日平均いるということもありまして、そういう中での交通網に支障を来すことは、物流のルートが遮断されるという大きな社会的影響が起こるのではな

いかということの説明しているものでございます。

続きまして、10ページ目のほうに移らせていただきます。事業進捗の見込みということで、今後のスケジュールというふうなグラフでございます。名取川の河川整備計画は、昭和25年8月洪水規模の対応で整備しているところでございます。グラフ中で24年現在から30年、50年というようなくくりの部分でございますが、当面の整備といたしましては、平成30年といたしまして事業を進める計画というふうなスケジュール立てをとっているところでございます。

続きまして、11ページのほうを見ていただきたいと思います。こちらは、その内容について、ちょっとこまくしたものでございます。事業スケジュールについて、第一段階、第二段階としてのメニューというものを記載してございます。特に当面6年間におきましては、河口部におきます堤防等の災害復旧を実施しますという点、また堤防の質的整備ということでの強化を実施するというを予定してございます。

めくって、12ページのほうは、これは平面位置図でございます。ちょっと文字がこまいかもしれません。オレンジが当面第一段階ということ。緑が第二段階に実施するというふうなくくりで、色分けさせていただいてございます。灰色は、既に事業が完了した箇所というところでございますので、見ていただければと思います。

続きまして、13ページのほうに移らせていただきます。ここには、整備を実施することでの治水効果を示したものでございます。左側が整備計画（30年）での予定が終わった場合での効果、右側が当面事業での効果というふうなグラフでございます。長期スパンで見ますと、浸水戸数、面積ともに格段に減少していくというふうな状況になっているわけでございますが、当面でいきますと若干減少すると、効果はありますけれども、浸水対象戸数等も表に書いています戸数が効果を得られるというふうな状況でございます。

めくって、14ページでございます。今回審議していただきます費用対効果分析の算定ケースについて述べさせてもらいます。1つ目が全体事業、2つ目が残事業、3つ目が当面事業というくくりの中で審議していただく数値を出してございます。全体事業というのは、平成21年から平成100年、長期スパンでございますけれども、そういうふうな中での期間をもって算出しているというふうなことを見

ていただければと思います。期間につきましては、グラフのとおりということになってございます。

この算定ケースでもって算定した結果が15ページになります。15ページのほうは、事業の投資効果ということで、費用対効果分析という部分を全体事業、残事業、当面事業という表の横並びのくくりで示させてもらってございます。全体事業のほうでちょっと話しさせていただきますが、コストのC費用でございます。全体事業で130億円となりますが、そのB便益ということで、これは便益のほうでございますけれども、その金額、総便益の欄を見ていただければ、235億円というところがございますので、費用便益比、 B/C とありますが、こちらが1.8ということで、判断基準1.0より大きいというふうな状況になってございます。また、残事業、当面事業におきましてもおのおの1以上を上回っている数値というふうなことを表で示させていただきました。

また、純現在価値というところの部分でございます。NPVとになってございますが、その欄につきましても全体事業でいきますと105億円ということで、ゼロより大きいという数値になってございますので、数値としては妥当ということになります。

下のほうの表でございますけれども、感度分析でございます。感度分析につきましても、一般資産の被害額とか農作物被害額などをそれぞれプラス・マイナス10%というところで増減掛けて状況等を見るわけでございますけれども、そちらのほうで試算した場合でも、最小で1.6というふうな数値でございますので、数字的には特に問題はないということでございます。

16ページのほうに移っていただきたいと思います。今回東北地方太平洋沖地震が起きまして、特に沿岸河口部において資産が今後変わるというふうな部分が想定されるわけでございますけれども、それを考慮した場合での試算ということをちょっと別途出したものでございます。今現在復興に関して途上というところもございますので、この数値というのは定まったわけではございませんが、算定ケースの試算ということで見ていただければと思います。

この資料ですけれども、仙台市さん及び名取市さんの復興計画におきます非可住地区を割り引いて算定したものでございます。右側の表に書いてありますが、非可住地内の試算ということで、人口、家屋等載せていまして、その辺の割合とい

うのおのおの出してございます。4.6%と3.9%ということになっていまして、先ほど資産等をマイナス10%で試算した場合のケースを載せてございますけれども、マイナス10でやった場合でも1.6でございました。今回非可住地区内の資産につきましても約4%でございますので、15ページで説明させていただきましたマイナス10%よりも小さい値でございますので、この河川整備の改修事業におけます投資効果は十分期待できるものではないかというふうに見てございます。

続きまして、17ページでございます。これは前回評価との比較ということでございまして、資料のほうには平成21年の整備計画策定時での評価と今回の評価での試算値を出しているところでございます。表の中に書いていますが、21年度評価でございまして、1.8ということで、今回も同様の1.8、ここにおさまっておりますけれども、前回同様B/Cとしましては1を上回っているという値になってございます。

続きまして、18ページでございます。県からの意見ということで載せてございます。この事業評価に当たりましての部分については、当然宮城県さんのほうに意見照会等をさせていただきまして、協議しているところでございます。その中で、宮城県知事より名取川直轄河川改修事業の継続実施に異議はありませんというふうなご回答をいただいているところでございます。

続きまして、19ページでございます。今後の対応方針の原案でございます。事業再評価の視点に基づきまして、事業の必要性に関する視点、2つ目としまして事業の進捗の見込みに関する視点、3つ目、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点というふうな各視点がございます。その視点についての方針を記述しているところでございます。青字のほうは、特に強調したいという部分の文字でございますけれども、この各視点、おのおのの視点によりましてこれまで費用対効果のほうの説明をさせていただきましたけれども、費用便益比が成り立つというふうなところもございまして、今後の事業の必要性、重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確認できることから、河川改修事業につきましては事業を継続しますというところでございます。

20ページ以降でございますけれども、こちらは参考として今回つけさせていただきました。便益とか建設費等のコスト等の算出の仕方とか、その辺でどういうふうな形でなっているのかというふうなことを説明する資料ということで掲載さ

せていただいたものでございます。あくまでも参考的に見ていただければと思います。

また、21ページ目におきましても、今回名取川の再評価を行うに当たりましての算定した条件に関しまして掲載させていただきましてところでございますし、22ページにつきましては、これまた参考資料ではございますけれども、どのような分野を見込んで算出したかというふうなことでございます。分類項目等は非常に多くございますが、その中でも黄色く塗りつぶしている部分に関しましては、今回の費用対効果の分析に当たりまして見込んだ項目ということになってございます。あくまでもこれは参考としまして掲載させていただいてございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきたいと思います。

座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいた内容について皆様方からご意見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

お願いします。

委員 この事業評価というのは、冒頭の座長の〇〇先生のご挨拶にありましたように、非常に河川の場合難しいかなという感じは個人的にもしているのですが、それで今回お示しいただいた再評価の視点の中で、いわゆる事業の必要性等に関する視点、それから事業の投資効果ですか、その点についてはきちんと整理されているのですが、要領の中でももう一つ、事業の進捗状況、ここの部分について、今後の進捗の見込みという資料はついているのですが、そもそもこの公共事業の評価制度、再評価制度というのは、時のアセスみたいなことで始まってきたことから、やはり要領にもありますような事業の進捗状況、いわゆる進捗率を、数値的に示す必要あるのではないかなと。それで、今回のこの名取川地区の場合には、全体事業費、これは21年からのやつでしょうか、全体事業費と残事業費という数値が明確に出ているわけですから、それによって全体の進捗状況は何%というあれを示すことができるのではないかと個人的に思っているのですが、それは逆に何か記載するとまずいのでしょうか。よろしく申し上げます。

座長 お願いします。

事務局 ご意見ありがとうございます。〇〇委員おっしゃるとおり、事業の進捗については我々もきちんにご説明する必要があると考えております。お示しした資料、ちょっとわかりづらいところありますけれども、他の水系ではきちんとその事業の進捗について、お金ですとか、例えば堤防の整備の延長ですとか、どこまで進んでいるという数値をお示ししているところもございますので、今回は大変申しわけございませんけれども、そういうわかりやすい資料に今後工夫して示させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

委員 ありがとうございます。

座長 よろしくお願いします。

その他にいかがでしょうか。なかなか短い時間で資料だけ見ても、判断は難しいところもあるかと思うのですけれども、〇〇先生、いかがでしょうか。専門の立場といたしまして。

委員 すみません、講義のためにちょっとおくれたことをまずおわび申し上げます。

資料拝見して、またこの前に事前説明もいろいろ伺ったのですけれども、結論的にこの19ページにあるように、投資効果としては非常に効率的であるという判断で、事業を継続するということに関しては何の違和感もなく、これが適切な判断かなと思います。ただ、今回我々非常に厳しいことを体験したわけですから、やはりこの計画以前に、もうちょっと早く事業の進捗を早めるような努力を、これは明記してくださいという意味ではなくて、そういう努力をとということを何か触れられてもいいのかなというふうに思います。

感想ですが、以上です。

座長 どうもありがとうございます。

その他にいかがでしょうか。今後の流れとしましては、ここで原案ということ

で示されておりますけれども、これが承認いただければ事業継続という判断をして、それが整備局の事業評価監視委員会ですか、そういったようなところに報告されるというような流れになっておりまして、私どものこの学識者懇談会、このところではこういった対応方針の原案について、ここで意見をいただくというような流れになっているということでございます。

委員 ちょっと質問を。

座長 はい、お願いします。

委員 すみません、あまり内容が、分野が違うのであれなのですが、大体費用対効果分析の手法というのは、一般的に同じようにやられているのだと思うのですがけれども、そうはいつでもやっぱりそれぞれの河川に特徴があると思いますので、名取川について他の河川に比べてどういう特徴があって、分析に当たってどういうところが考慮されているのかというふうなことについて、もしあれば簡単に教えていただければと思うのですが。

座長 お願いします。

事務局 今のお話は、最後の22ページのほうに費用対効果分析をする際に、我々全国的に使っています、右肩に治水経済調査マニュアルというふうに書いてまして、治水事業の場合はこの表にあるように一般資産、当然我々の資産の浸水被害もありますし、その他人命が失われるとか、人命に損傷を与えるとか、そういうものの被害、それから下のほうに間接的な被害ということで、事業所であれば営業の損失とか、いろいろあります。その中で、この黄色の部分だけがちょっと現時点で全国的な調査の結果、ある程度定量的に計測が可能だということで現在見ているところです。委員おっしゃるとおり、川ごとに被害の度合いとか、都市部であるとか、農村部であるとかという、かなり違うことで被害の度合いが変わることは想定しておりますけれども、現在は白抜きの部分で、例えば先ほど国道4号とかいろいろ影響が大きいというお話をさせていただきましたけれども、

交通途絶の影響でどのぐらいの被害になるという計測がなかなか定量的にできないということで、今回は計測できていないので、ちょっと計測に含めていません。こういうのは、例えば名取川みたいに大きな仙台市を抱えるところは当然大きな被害が想定されるわけですし、それを計測できれば名取川の特徴的なものが出せるかとは思うのですが、なかなか難しいということで、そういうのはちょっと今回は入れていません。ですから、結果としては今のところ名取川も他の水系とは基本的には同様の被害の計測になってございまして、質問あったように他と何か特徴ありますかということに関しては、申しわけありません、名取川も他と同様の検討をした結果を今回示させていただいております。

座長 今のご質問に対して、その評価の内容としては他の河川と同じであるということなのですけれども、評価して出てきた数字については、やっぱり各河川でいろいろ特徴があって、そういう横並びというのがどうしてもこの名取川についてのみ議論しているものですから、なかなか見えないところもあって。だから、そうするとこの1.何ぼというのがどうなのだというようなことはなかなか見えにくいのかなと思って、最初ご挨拶のところでも申し上げたのはそういった話であって、何かの機会にでも、例えば東北地方の一級河川を横並びで見るとこんな違いがあるのだとか、その違いというのはどういうことで生まれてくるのだとか、何かそんな話があってもいいのかなと、そんな感触を持っています。

事務局 今のお話、多分数字を見られて、座長は午前中も出られていますので、午前中は鳴瀬川という川を審議いただきまして、そのときは数字としては5という数字でかなり大き目の数字で、今回は都市部の川でありながら名取川で全体1.8とか、そういう小さい数字に見えるということだと思います。当然我々いろんなところでの整備がありまして、都市部の整備が当然ある程度進んだりすると、残った事業に対しての便益がそれほど上がらない場合はこのような数字になることもありますので、見せ方はちょっと検討が必要かと思いますが、座長のおっしゃるような、いろんな水系我々管理していますので、それに対してそれぞれの費用対効果分析がどのようになっているかは、1度ちょっと整理して見ていただくことを考えたいと思います。

座長 よろしくお願ひします。

その他にいかがでしょうか。

ちょっと私のほうから1点、17ページのところで、B/Cの21年度と24年度の評価という話があって、一番下のところの行で、総費用のところ、主な要因の内訳ということで東北地方太平洋沖地震に伴う被害の発生を受けて、災害復旧事業により、要はお金が入っているということですね。だから、そうすると財布は違っても、コストとしてはかかっているわけなので、これは財布が違うから、それを除いているということなのですか。その辺どういう扱いになっているのでしょうか。

事務局 ちょっと考え方はあるのですけれども、今座長おっしゃられたように、17ページの下表になります。総費用のところ、現在価値化前という数字の比較をごらんいただきます。21年度で284億、24年度で214億となっていて、内訳のほう書いていますけれども、今の話の中で事例を申しますと、閑上水門という水門は老朽化もあって、もともとの整備計画の中でも改築が必要だということで、お金はいろいろ積んでありました。ただ、今回の津波を受けて大きく被災を受けたものですから、それについては原状に復旧する分も含めて、災害復旧事業という中で直すということで、当然直すときにはもともとの計画のとおり直すということで、その費用は、制度上ですけれども、災害復旧みたいなもので直すということになっているので、制度上としてこの要領の中では災害復旧で原状復旧する部分はお金を見ないというふうになっているものですから、効果としては当然あるのですけれども、お金の中ではそういう分けがあるものですから、ちょっとその差額分だけ足すとかはなかなかできないものですから、その分を除いたり、もともとの堤防の高さに戻す分とか、そういうのはちょっと入っていないということで、若干減っているようなところがあって、事業費は見直しさせているというふうになっています。

座長 だから、堤防をもとの高さに戻すというのは、それはもとに戻しているということなのでいいのだと思うのですけれども、そういう構造物とかを更新し

たわけですよ。それは別の財布できているから、ここには入っていないという、結果的にはそういうことですね。

事務局 ええ、事業制度の話がありましたけれども、災害復旧事業としては、我々としてもちょっと分けづらいところがあったものですから、そこはちょっと除いている形になってございます。

座長 何かちょっと釈然としないところも……

事務局 効果が見られるのに金が入っていないのはおかしいということですよ。ね。

座長 ええ。だから、その金を入れてやれば、ちゃんと入れてコストを見るべきなのではないかということですね。

事務局 そこは試算もできます。ちょっと試算等はして、数値等の確認は別途させていただきたいと思います。

座長 よろしくお願ひします。

その他にいかがでしょうか。お願ひします。

委員 今の座長のご質問に対応するのですが、これはやっぱり基本的には誰にこのアウトプットを見せるのだと、この資料を見せるのだという、基本的には、見に行かないかもしれませんが、国民なわけですね。税金を払っている人なわけですね。とすると、財布別というよりは、取りまとめてもとに戻す部分も含めて本来はやるべきなのです。だと思います。これは社会的な意味で。ただ、ちょっと金銭的に分けづらい云々というのはあるかもしれませんが、これは非常に重要な点だと思います。

それと、その1個前の副座長のお話、ご質問にも関係するのですが、私全国のやつもちょっといろいろ見たことが何度もあるのですが、一般的にですよ、

都市内河川に比べるとこの効果はかなり小さく出ています。というのは、やはり流域の住宅密度とかが都市に比べると当然のことながら粗いものですから、もし浸水しても被害を受ける資産の減額、それが小さいというのは、これは仕方がないことであると思います。ただし、ここでは先ほどの事務局からのご説明もあったように、実額で一応1を超えているのだと、1.8だという話があるのと、これ一番今議論になっているのは、精神的被害みたいな恐れですね。もし台風が来たらどうなるかと、また被災したら、被災というか来たらどうなるかと。この精神的被害をどうするかというのは非常に大きな問題で、これは復旧、復興事業なんかでもよく言われていることで、皆さんご存じだと思うのですが、これを区域から聞くのは現時点から直近で受けた被害がどれだけ近かったかとか、だんだん人間は忘れていく生き物ですから、それこそその大きさですね、ということ。恐らくこの地域の方はものすごく危機感持っていらっしゃると思うのですが、これが入っていないということは、僕は計算しろという意味ではなくて、どこか書いてもいいのではないかなと。これもものすごく安全サイドというか、その数字であって、全部比較して、ここ成績悪いぞというのはちょっと話が違うのですよというように1行を書き加えておいたほうがいいのではないかなという気がします。これコメントです。

座長 ありがとうございます。

その他にご意見ございますでしょうか。特にございませんようでしたら、一通り事業評価につきましてもご意見いただいたところだと思います。先ほどもお話ししましたように、この場で審議結果というものを取りまとめる必要がございます。10分、5分ぐらいで大丈夫ですか。

事務局 はい。

座長 では、今から5分間、47分ぐらいですか、5分間休憩とらせていただいて、その間に事務局から審議結果の取りまとめの案を準備いただいて、5分後にまた審議を再開したいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩 午後 3時42分)

(再開 午後 3時46分)

座長 それでは、時間になりましたので、議事を再開したいと思います。

それでは、事務局から取りまとめ内容の案についてご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局からご報告します。

内容については、スクリーンのほうにお映ししてご説明します。報告の事務局案としましては、名取川直轄河川改修事業再評価について、事業の継続は妥当と判断するというので、事務局からの案としたいと思います。

なお、先ほど林山委員からご意見をいただいた数字であらわせないような視点に関しては、先ほどの資料5—1のほうの19ページの対応方針（原案）というものの中に、①、事業の必要性に関する視点ということで、それ以前の資料でご説明した内容で、最後のほうに数値的なB/Cもお示ししてございますけれども、この事業の必要性に関する視点の中に、〇〇委員等とご相談しながら、何らかの文章を記載する方向で今後考えたいと考えております。引き続きお世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からの報告案です。

座長 ありがとうございます。

ただいまのご提案に関しましてご質問等ございましたら、ご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

特にございませんので、これでお認めいただくということでお願いしたいと思います。

以上、本日用意いたしました議題については全て終了したところでございますけれども、最後に何か委員のほうからご発言ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

委員 ちょっと聞きたいことがあるのですが、私のところに資料2—3

というので来ているのですけれども、これはご挨拶の中にあつた基本方針の話だろうと思うのですけれども、その最後のほうの14ページに表がありまして、計画高水位が赤字になっていて、これ多分今検討されている案での数値なのだろうと思うのですけれども、これが高水位がみんな下がっているのですよね。それから、河口のところでは堤防高ではなくて高潮位という数値になっていて、この辺が何で変わったのかというのがちょっとわからないので、もし教えていただければと思います。

事務局 すみません、補足させていただきます。

この基本方針については、本省のほうで議論になって、社会資本整備審議会の河川分科会のほうで鋭意検討している内容になりますけれども、基本方針の内容としては、河川法上規定するとき、ここの14ページのところに主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表とありまして、ここで主要な地点の高さを記入することになっています。1つ目、計画高水位が名取橋とか袋原とかという地点が、左のほう、前回までが例えば名取橋9.96mが右のほうで9.77mというふうになっています。これは、今回の広域な地盤沈下によって河川全体が沈下しているということで、洪水時の水位も当然器として下がっていますので、今後何かの基準で構造物つくるときの基準上、下げる必要があるということで、河川の基本となる計画はその広域の地盤沈下に応じた対応をさせていただいているということで、数字が下がっているというふうになります。

もう一つ、河口のところが、前の左のほうのところに河口0.0キロ地点の計画高潮堤防高6.00mと書いて、今回のほうが※印の2をつけて計画高潮位1.7mと書いています。ここは1.7mを計画高潮位として、堤防高については整備計画の中でもご説明していますが、7.2mという堤防高のもととなる数字が1.7mで、1.7mに高潮時の波浪等の影響を考慮して7.2mという堤防高を決めています。ここの記載ぶりが変わっているのは、本省のほうで全国的に河口部の計画を書くときに、基本的に計画高水位と書いてるように、構造物、堤防等の高さの基準となる水位を記入するということが形上決められているものですから、そういうことで一見堤防高が見えなくてわかりづらいというかもしれませんけれども、基本としてはそういう水位に関する事象を書くということの統一が図られたことで、こういうふ

うな記載になっています。ただ、我々の整備計画の中では、基本的に現地につく
るということで7.2mという高さをきちんと書いていますので、この1.7mと7.2m
の間について齟齬^{そご}があるものではないということだけのご説明させていただけれ
ばと思います。ちょっと記載がわかりづらくて申しわけありません。

委員 わかりました。どうも。

座長 その他にご発言ございますでしょうか。

お願いします。

委員 こちらの最初の議題でもよろしいですか。

座長 はい。

委員 変更原案のこれをちょっと読んでいて感じたところなのですが、
この原案の1ページに基本的な考え方というところがあって、その真ん中あた
りに井土浦のところがあって、やはり日本の重要湿地500に選定された井土浦など
というところの記載があるということは、非常に井土浦というのは名取川にとっ
て地域の自然として重要な部分という位置づけが基本的な考え方の中にあると考
えていいのかどうか確認したいということと、それから4ページに基本理念のと
ころが3つあるのですが、都市を流れる川にふさわしい安全性と安心の実
現という項目、それからその下が豊かな自然環境の保全と次世代への継承という
項目があって、これそれぞれはこのまま、本当にすごいなということで、これを
実現してほしいと思うのですが、この2つというのは、両立は実はすご
く難しいことだと思うのです。ですから、そういったことを考えるときにどうい
うふうな視点で両立を目指していくか、どういう考え方でいくのかというあたり
を、何かもう少しどこかに書いていただけたらなという希望なのですが、
あるいはそういうことを議論する場をこれからも持っていくというような
ことを期待しているところなのですが、これは変更したらもう変えられないとい
う性質のものになっていくのでしょうか。今日ここで、もうあとはお任せですと

ということなののでしょうか、その辺確認したかったのですけれども。

事務局 今お話いただきました井土浦の件、それから都市を潤す豊かな自然環境など、この河川環境にかかわる部分につきましては、素案のほうの整備の実施の項目のほうなどで河川環境のモニタリングというような事項で記載をさせていただいております。その中で、その対応、今後調査とか行っていく上で、これまで私どもが行ってきた調査はもちろんございますし、それらを継続していくこと、それから環境モニタリング調査の実施に当たっては、私どもだけではなくて各専門分野の、例えば素案の106ページというところに河川環境のモニタリングという記載がございますけれども、その中に学識経験者からのご指導、ご助言をいただきながら、また地域の方々と協力しながらやっていくということで、調査なり事業というものをやっていきたいというふうに考えております。

また、その事業等を進めるに当たって、相反する部分で難しいというお話いただいておりますが、それにつきましても、例えば既に宮城県さんと連携した沿岸河口部の海岸施設復旧における環境等検討委員会など、そういう検討の場なども設けながら、実際その対応してきているということもございます。

事務局 ちょっと補足で。

井土浦については、これは非常に貴重な自然だという認識を持っております。今ご案内のとおり干潟が一旦津波で大きく失われて、今戻ってきているというような状態で、海岸堤防の話はございますけれども、今干潟の戻り具合を見ているという状況でございますけれども、海岸堤防についてもいろいろ前回は議論ございましたけれども、どうしていくかという話は先ほど仙台市さんからのお話もありましたが、これは具体的にどうしていくかという話については、いろんな専門家の先生方に入っていただいでご議論いただく場を設けて、方針を決定していきたいというふうに考えております。まさに今ご指摘ございましたように、やはりそういった意味ではこの安全性と安心感の実現という話と環境の保全という観点はなかなか難しいところだと思いますけれども、そこら辺はいろいろ十分議論を尽くして考えていきたいというふうに思っているということです。

委員 ぜひお願いしたい。

あと、仙台市さんもここにいらしているのですけれども、まちづくりを考えるときに自然と人間の生活との共存共栄ということをどう実現していくかと、本当はすごく難しいところだと思うので、ぜひ議論をしていきながらよりよい方向にということ何かしていただきたいなど、私の希望なのですけれども、お願いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

座長 ありがとうございます。蒲生の干潟はかなりいろんな調査がされていますね。それに比べると、井土浦のほうはまだ地形の安定というようなものも完全には達成されていないようなところもあって。ただ、いずれにしてもこの計画の中にモニタリング等を実施していくということで記述されてございますので、そういった流れで検討はされていくということだと理解しております。

その他にご発言等ございますでしょうか。

「なし」の声

座長 それでは、ちょうど予定した時間になったところでございますので、以上をもちまして本日の審議を終わりたいと思います。

進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

司会 ○○座長、ありがとうございました。

河川整備計画変更原案につきましては、本日いただきました意見と欠席しておられる方の意見も踏まえまして、修正が必要な場合は修正内容を座長に最終的に確認いただきまして、その後各県等へ意見聴取へと進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5. 閉 会

司会 本日は長い時間の会議、誠にありがとうございました。以上をもちまして第8回名取川水系河川整備学識者懇談会を終了いたします。

なお、本日の資料につきまして郵送をご希望される委員の方は、席に資料を置いたままで退席していただければ、後ほど事務局より送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

(閉会 午後 4時00分)